

富田林市国民健康保険料通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市広告事業実施要綱(平成29年富田林市要綱第27号、以下「要綱」という。)に基づき、富田林市国民健康保険料通知書等送付用封筒(以下「封筒」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 封筒に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(封筒の種類等)

第3条 第1条に規定する封筒の種類は次の各号のものとする。

(1) 国民健康保険料本決定(毎年6月発送)通知書送付用封筒

(2) 国民健康保険資格確認書送付用封筒(毎年7月発送)

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、掲載位置及びサイズ等を考慮して別に定めるものとする。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 要綱第3条第1項各号に掲げるもの

(2) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反するもの

(3) 引換券又は割引券が広告の全部または一部となっているもの

(4) 病院、診療所、歯科診療所、調剤薬局、柔道整復師・鍼灸マッサージ師関係、移送費の支給対象となる車両を備える事業者等医療関係事業を営む業種または事業者の広告

(5) 医療保険関係事業を営む業種または事業者の広告

(6) 健康に悪影響を及ぼす商品等を製造し、又は販売している業種及び事業者の広告

(7) 墓地及び墓石もしくは葬祭関係事業を営む業種及び事業者の広告

(8) 国民健康保険事業に係る封筒の広告掲載内容としてふさわしくないと認められる広告

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる業種・事業者の広告は掲載しない。

(1) 要綱第3条第2項各号に掲げるもの

(使用期間等)

第6条 封筒は、作成年度の当初の国民健康保険料通知書等発送に使用するものとする。ただし、作成した封筒を全て使用することを約するものではない。

(最低申込金額)

第7条 広告1枚当たりの最低申込金額(消費税及び地方消費税を含む。)は封筒1枚につき1円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、富田林市ウェブサイト及び広報とんだばやしにより行う。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載申込者」という。）がない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

（申込資格）

第9条 広告掲載申込者が、本市の市税及び国民健康保険料を滞納している場合は、次条第1項に規定する申込みをすることができない。

2 広告掲載申込者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者が本市の市税及び国民健康保険料を滞納しているときは、次条第1項に規定する申込みをすることができない。

（掲載申込）

第10条 広告掲載申込者は、富田林市国民健康保険料通知書等送付用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項及び申込額を記入し、掲載を希望する広告案を添えて、富田林市健康推進部保険年金課（以下「保険年金課」という。）に掲載を申し込むものとする。

2 第7条に規定する最低申込金額に満たない申込額の申込は無効とする。

（広告掲載の決定）

第11条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、第5条の規定に抵触しないと認められた広告掲載申込者のうち、申込価格が最も高い者を広告主として決定するものとする。ただし、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体
- (2) 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 私企業のうち公共的性格を有する企業
- (4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定によても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、富田林市国民健康保険料通知書等送付用封筒広告掲載申込みに対する結果通知書（様式第2号）を、それぞれ広告掲載申込者に送付するものとする。

（広告原稿の提出）

第12条 広告掲載が決定した広告掲載申込者（以下「広告主」という。）は、保険年金課が指定する期日までに、電子データの形式で広告の原稿を保険年金課に提出するものとする。

2 市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

（広告主及び本市が負担する広告作成にかかる経費）

第13条 広告主は、広告掲載料とは別に、広告作成に係る経費として、広告のデザイン及び

レイアウトに係る作成費用を負担するものとする。

- 2 本市は、広告作成に係る経費として、封筒の購入費用及び広告の印刷代を負担するものとする。

(掲載料の納付)

第14条 広告主は、結果通知書に記載された納付期限までに、市長が指定する方法によって掲載料を一括納付するものとする。

- 2 掲載料が期限までに納付されないときは、その掲載決定を取り消し、第11条第1号から第6号までの規定による審査において次点となった広告掲載申込者を広告主とする。

(広告の著作権)

第15条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(広告の掲載)

第16条 保険年金課は、前条の掲載料の納付を確認後、広告を掲載した送付用封筒を作成するものとする。

- 2 広告主の責めに帰すべき事由により、前項の規定により作成した送付用封筒を使用できなくなったときは、掲載料を返還しないほか、送付用封筒の再作成にかかる費用を広告主は負担しなければならない。

(広告主の責務)

第17条 広告主の責に帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。